



小・中学校就学援助制度のご案内

飯綱町では経済的理由から就学が困難な児童生徒のために就学に必要な費用に対して援助をする制度を設けております。この制度の利用を希望される保護者の皆様は、下記に基づいて手続きをお願いいたします。

なお、状況によって、ご希望に添えない（認定されない）こともありますのであらかじめご承知おきください。

1 援助を受けられる児童（世帯）

	要保護	準要保護
対象要件	生活保護受給世帯	① 町県民税の非課税世帯（前年度の所得による） ② 児童扶養手当を受給されている世帯 ③ その他経済的理由により就学に困難があると認められる世帯など

※ 準要保護の①②以外の要件に該当し申請される方は、ご家庭の収入（所得）の状況等を審査の上、認定となります。
 そのため、支給を受けられない場合もあります。

2 受けられる援助費等の種類（基準限度額の範囲内での支給）

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| ① 学用品購入費 | |
| ② 通学用品購入費（新入学児童生徒の学用品費の支給を受けた場合は対象外） | |
| ③ 校外活動費（宿泊あり、宿泊なしのどちらかで実績により支給） | |
| ④ 修学旅行の費用（実施学年のみ対象） | ⑧ 生徒会費 |
| ⑤ 新入学児童の学用品費（1年生のみ対象） | ⑨ PTA会費 |
| ⑥ 学校給食費 | ⑩ 卒業アルバム代 |
| ⑦ クラブ活動費 | ⑪ オンライン学習通信費 |

※ 上記費目の内、要保護認定される方は ④修学旅行の費用 のみ対象となります。
 （その他費用については生活保護費より支給されます）

飯綱町PRキャラクター
「みつどん」



裏面へ続く

3 申請手続き

就学援助を希望される方は、通学している学校へ申し出ていただき、申請書一式をお受け取り下さい。

○提出書類

①申請書一式（就学援助受給認定申請書、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票、同意書）

②添付書類（それぞれに該当する方のみ提出してください。）

(1) 児童扶養手当証書・・・飯綱町以外にお住まいの申請者（区域外就学者など）で児童扶養手当受給者のみ証書の写しをご提出ください。

(2) 市町村県民税課税額証明書・・・生計を同一としている方(※1)が管外在住の方、転入された方(※2)は年間所得が確認できる証明書をご提出ください。なお、児童扶養手当受給者は提出不要です。

※1 生計を同一としている世帯員は、同居所で世帯分離している、単身赴任等で別居しているなどの場合も含まれます。

※2 1月1日現在、課税されている住所地での所得証明書が必要となります。新年度の証明書は6月以降から発行が可能となりますので、前住所地を管轄する役所、役場にて発行いただきご提出ください。

○提出期限・・・毎月15日（土日祝日の場合は翌日）までに学校へ提出された場合は、その月の審査となり、申請月からの支給対象となります。

15日以降の申請の場合は、申請月の翌月からの支給となりますので、ご承知ください。

○認定結果の通知

教育委員会から郵送でご自宅へお送りいたします。

その際、認定となった方は同封されている「委任状」「口座振替依頼書」を通知した期日までに学校へ提出ください。

4 支給予定時期

全2回に分けて支給予定です。時期は下記の通りです。

・第1回（前期） 9月末（4月～8月分）

・第2回（後期） 2月末（9月～3月分）

※ 年度途中の認定の場合、学用品費・通学用品費・クラブ活動費は月割りとなります。

5 その他

- ・就学援助は年度ごとの申請が必要となります。
- ・前年収入の有無にかかわらず、必ず所得の申告は行ってください。
情報がない場合は審査が行えません。（生活保護受給者は除く）
- ・世帯に変更が生じた場合（婚姻・離婚・転出など）は再審査が必要になる場合があります。その際はお問い合わせください。

—お問い合わせ先—

各学校事務担当

又は

飯綱町教育委員会

総務教育係

(026-253-4769) へ